

(別紙)

諮詢番号：平成30年度諮詢第14号

答申番号：平成31年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、処分庁から、審査請求人の子である審査請求外 [ ] [ ] ( [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日生。以下「本件児童」という。) につき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項及び第3項の規定に基づき、認定期間を平成29年6月1日から平成31年5月7日まで、認定区分を第3号、階層区分をD2、保育必要量を保育短時間とする、子どものための教育・保育給付支給認定を受けていた。
- 2 処分庁は、平成30年8月20日、審査請求人に対し、法第23条第4項の規定に基づき、同日付け子どものための教育・保育給付支給認定変更決定通知書により、認定期間を平成30年9月1日から平成31年5月7日まで、認定区分を第3号、階層区分をD3#, 保育必要量を保育短時間とする、子どものための教育・保育給付支給認定変更決定処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 3 審査請求人は、平成30年10月25日、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

保育園利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）の変更があり、審査請求人の第1子である審査請求外 [REDACTED] が21,200円（階層区分D2）から29,300円（階層区分D3#），第2子である本件児童が11,800円（階層区分D2）から17,500円（階層区分D3#），合計13,800円の増額になった。

増額の理由として、処分庁からは市民税増加により、利用者負担額が変更されたと説明があった。

しかし、現状審査請求人の1か月の給与所得では、13,800円（利用者負担額増額分）以上の増額はなく（添付の給与明細（平成29年度分及び平成30年度分）を参考），本件処分による利用者負担額の変更に不服がある。

利用者負担額増加は、現状審査請求人の給与と審査請求人の配偶者のアルバイトでの給与と合わせても生活が大変苦しく、再度利用者負担額を見直して欲しい。

#### 2 審査庁

本件審査請求については、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 第4 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 争点に対する判断

###### ア はじめに

本件においては、処分庁が、法第23条第4項前段を適用し、審査

請求人に対し、本件処分を行ったことの適法性が争点となる。以下検討する。なお、本件処分のうち、認定区分を第3号、保育必要量を保育短時間とする点については、当事者間には争いがなく、判断から除外する。

#### イ 本件処分の適法性判断

(ア) 法第23条第4項前段は、「市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満3歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。」と定める。

(イ) 本件において、「その他必要があると認めるとき」（法第23条第4項前段）に該当するか。法第27条第3項は、「施設型給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額…とする。」とし、同項第2号は、「政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」と定めている（これを利用者負担額という。）。これを受け、神戸市は、神戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年10月規則第28号。以下「施行細則」という。）第3条において、利用者負担額を定めている（なお、かかる利用者負担額は、上記「政令で定める額を限度」としている。）。具体的には、本件児童は、[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日生まれであり（第2子）、本件処分時（平成30年8月20日）において満2歳であることから、法第19条第1項第3号に該当する小学校就学前子どもである。かかる子どもとの関係では、「A階層に該当する者を除く支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての市民税所得割合算額」が66,600円以上97,000円未満の場合（D2階層）における「第2子」及び「保育短時間」の利用者負担額は、11,800円とされている。また、市

民税所得割合算額が97,000円以上169,000円未満の場合（D3階層）における「第2子」及び「保育短時間」の利用者負担額は、17,500円とされている（施行細則第3条第2項第1号及び別表第2）。

本件においては、審査請求人（本件児童の父）は、施行細則別表第2に定める「A階層に該当する者を除く支給認定保護者」であり、また、審査請求人の配偶者は、同「当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者」である。この2人の市民税所得割合算額は、平成29年度には83,400円であったが、平成30年度には103,300円に増加していることについては争いがない。そうだとすると、少なくとも、本件処分時においては、D2階層（利用者負担額金11,800円）には該当せず、D3階層（利用者負担額金17,500円）に該当することは明白である。

したがって、本件においては、「その他必要があると認めるとき」（法第23条第4項前段）に該当するため、本件処分は適法である。

（ウ）その他本件処分について違法又は不当な点は認められない。

#### ウ 審査請求人の主張の検討

審査請求人は、自ら毎月の給与は利用者負担額増額分以上の増額はないこと、審査請求人の配偶者の給与を合わせても一家の生活が苦しいこと等を理由に、本件処分の違法性あるいは不当性を主張する。

しかしながら、審査請求人の主張する上記事実は、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）及び施行細則その他関係法令において考慮することとされておらず、かえって、処分庁がかかる事実を考慮して処分をすれば、考慮すべきではないことを考慮したものとして、当該処分が違法となる。そのため、審査請求人の上記主張には理由がない。

## 第5 調査審議の経過

平成31年2月19日 第1回審議

平成31年3月22日 第2回審議

平成31年4月16日 第3回審議

令和元年5月17日 第4回審議

## 第6 審査会の判断

### 1 争点に対する判断

#### (1) はじめに

本件においては、処分庁が、法第23条第4項前段を適用し、審査請求人に対し、本件処分を行ったことの適法性が争点となる。以下検討する。なお、本件処分のうち、認定区分を第3号、保育必要量を保育短時間とする点については、当事者間には争いがなく、判断から除外する。

#### (2) 本件処分の適法性判断

ア 法第23条第4項前段は、「市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満3歳に達したときその他必要があると認めるとときは、内閣府令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。」と定める。

イ 本件において、「その他必要があると認めるととき」（法第23条第4項前段）に該当するか。法第27条第3項は、「施設型給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額…とする。」とし、同項第2号は、「政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」と定めている（これを利用者負担額という。）。これを受け、神戸市は、施行細則第3条において、

利用者負担額を定めている（なお、かかる利用者負担額は、上記「政令で定める額を限度」としている。）。具体的には、本件児童は、■■■年■■日生まれであり（第2子），本件処分時（平成30年8月20日）において満2歳であることから、法第19条第1項第3号に該当する小学校就学前子どもである。かかる子どもとの関係では、「A階層に該当する者を除く支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての市民税所得割合算額」が66,600円以上97,000円未満の場合（D2階層）における「第2子」及び「保育短時間」の利用者負担額は、11,800円とされている。また、市民税所得割合算額が97,000円以上169,000円未満の場合（D3階層）における「第2子」及び「保育短時間」の利用者負担額は、17,500円とされている（施行細則第3条第2項第1号及び別表第2）。

本件においては、審査請求人（本件児童の父）は、施行細則別表第2に定める「A階層に該当する者を除く支給認定保護者」であり、また、審査請求人の配偶者は、同「当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者」である。この2人の市民税所得割合算額は、平成29年度には83,400円であったが、平成30年度には103,300円に増加していることについては争いがない。そうだとすると、少なくとも、本件処分時においては、D2階層（利用者負担額金11,800円）には該当せず、D3階層（利用者負担額金17,500円）に該当することは明白である。

したがって、本件においては、「その他必要があると認めるとき」（法第23条第4項前段）に該当するため、本件処分は適法である。

### (3) 審査請求人の主張の検討

審査請求人は、自ら毎月の給与は利用者負担額増額分以上の増額はないこと、審査請求人の配偶者の給与を合わせても一家の生活が苦しいこと等を理由に、本件処分の違法性あるいは不当性を主張する。

しかしながら、審査請求人の主張する上記事実は、法が認定するに当たっての考慮要素としては想定していない事由であるから、処分庁が本件処分を行うに当たって、審査請求人のいう事情を考慮しなかつたとしても違法とはいえない。

2 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会長 水谷恭子

委員 興津征雄

委員 大原雅之